

平成24年第2回

三重県議会定例会会議録

(10月15日)
(第5号)

第5号
10月15日

平成24年第2回

三重県議会定例会会議録

第5号

○平成24年10月15日（月曜日）

議事日程（第5号）

平成24年10月15日（月）午前10時開議

- 第1 議案第1号から議案第15号まで
〔委員長報告、採決〕
- 第2 認定第1号から認定第4号まで
〔委員長報告、採決〕
- 第3 請願の件
〔討論、採決〕
- 第4 意見書案第1号から意見書案第9号まで
〔採決〕
- 第5 決議案第1号
〔採決〕
- 第6 常任委員会の調査事項に関する報告の件
- 第7 議提議案第1号
〔提案説明、採決〕
- 第8 議提議案第2号及び議提議案第3号
〔採決〕
- 第9 議案第16号
〔提案説明、採決〕
- 第10 認定第5号から認定第16号まで
〔提案説明、委員会付託〕

第11 検討会設置の件

第12 議員派遣の件

会議に付した事件

- 日程第1 議案第1号から議案第15号まで
日程第2 認定第1号から認定第4号まで
日程第3 請願の件
日程第4 意見書案第1号から意見書案第9号まで
日程第5 決議案第1号
日程第6 常任委員会の調査事項に関する報告の件
日程第7 議提議案第1号
日程第8 議提議案第2号及び議提議案第3号
日程第9 議案第16号
日程第10 認定第5号から認定第16号まで
日程第11 検討会設置の件
日程第12 議員派遣の件

会議に出欠席の議員氏名

出席議員 51名

- | | | | |
|---|---|-----|----|
| 1 | 番 | 下野 | 幸助 |
| 2 | 番 | 田中 | 智也 |
| 3 | 番 | 藤根 | 正典 |
| 4 | 番 | 小島 | 智子 |
| 5 | 番 | 彦坂 | 公之 |
| 6 | 番 | 栗野 | 仁博 |
| 7 | 番 | 石田 | 成生 |
| 8 | 番 | 大久保 | 孝栄 |
| 9 | 番 | 東 | 豊 |

10	番	中	西	勇
11	番	濱	井	初男
12	番	吉	川	新
13	番	長	田	隆尚
14	番	津	村	衛
15	番	森	野	真治
16	番	水	谷	正美
17	番	杉	本	熊野
18	番	中	村	欣一郎
19	番	小	野	欽市
20	番	村	林	聡
21	番	小	林	正人
22	番	奥	野	英介
23	番	中	川	康洋
24	番	今	井	智広
25	番	藤	田	宜三
26	番	後	藤	健一
27	番	辻		三千宣
28	番	笹	井	健司
29	番	稻	垣	昭義
30	番	北	川	裕之
31	番	舘		直人
32	番	服	部	富男
33	番	津	田	健児
34	番	中	嶋	年規
35	番	竹	上	真人
36	番	青	木	謙順
37	番	中	森	博文

38	番	前 野 和 美
39	番	水 谷 隆
40	番	日 沖 正 信
41	番	前 田 剛 志
43	番	舟 橋 裕 幸
44	番	三 谷 哲 央
45	番	中 村 進 一
46	番	岩 田 隆 嘉
47	番	貝 増 吉 郎
48	番	山 本 勝
49	番	永 田 正 巳
50	番	山 本 教 和
51	番	西 場 信 行
52	番	中 川 正 美
(42)	番	欠 番)

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	林 敏 一
書 記 (事務局次長)	神 戸 保 幸
書 記 (議事課長)	原 田 孝 夫
書 記 (企画法務課長)	野 口 幸 彦
書 記 (議事課副課長)	山 本 秀 典
書 記 (議事課副課長)	中 山 恵 里 子
書 記 (議事課主査)	竹之内 伸 幸

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	鈴 木 英 敬
副 知 事	石 垣 英 一

副 知 事	植 田 隆
危機管理統括監	渡 邊 信一郎
防災対策部長	稲 垣 司
戦略企画部長	山 口 和 夫
総 務 部 長	稲 垣 清 文
健康福祉部長	北 岡 寛 之
環境生活部長	竹 内 望
地域連携部長	藤 本 和 弘
農林水産部長	梶 田 郁 郎
雇用経済部長	山 川 進
県土整備部長	土 井 英 尚
健康福祉部医療対策局長	細 野 浩
健康福祉部子ども・家庭局長	鳥 井 隆 男
環境生活部廃棄物対策局長	岡 本 道 和
地域連携部スポーツ推進局長	山 口 千代己
地域連携部南部地域活性化局長	小 林 潔
雇用経済部観光・国際局長	加 藤 敦 央
企 業 庁 長	東 地 隆 司
病院事業庁長	大 林 清
会計管理者兼出納局長	中 川 弘 巳
教育委員会委員長	丹 保 健 一
教 育 長	真 伏 秀 樹
公安委員会委員	谷 川 憲 三
警 察 本 部 長	斉 藤 実
代表監査委員	植 田 十志夫

監査委員事務局長 長谷川 智 雄

人事委員会委員 岡 喜理夫
人事委員会事務局長 速 水 恒 夫

選挙管理委員会委員 沓 掛 和 男

労働委員会事務局長 小 林 正 夫

午前10時0分開議

開 議

○議長（山本教和） おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

諸 報 告

○議長（山本教和） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

付託議案の審査報告書並びに請願審査結果報告書が所管の常任委員長から提出されました。

次に、意見書案第1号から意見書案第9号までが提出されましたので、お手元に配付いたしました。

次に、決議案第1号が提出されましたので、お手元に配付いたしました。

次に、議案第16号、認定第5号から認定第16号まで、報告第24号及び報告第25号並びに議提議案第1号から議提議案第3号までは、さきに配付いたしました。

なお、認定議案につきましては、地方自治法第233条に定める書類及び監査委員の審査結果がつけられております。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条に定め

る監査委員の審査意見書が提出されましたので、さきに配付いたしました。

次に、土地開発基金運用状況報告書及び監査委員の同審査意見書が提出されましたので、それぞれさきに配付いたしました。

次に、人事委員会委員長から職員の給与等に関する報告及び勧告がありましたので、さきに配付いたしました。

次に、例月出納検査報告1件が提出されましたので、お手元に配付いたしました。

以上で報告を終わります。

環境生活農林水産常任委員会審査報告書

議案番号	件名
5	三重県指定猟法禁止区域等の区域内に設置する標識の寸法を定める条例案

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

平成24年10月2日

三重県議会議長 山本 教和 様

環境生活農林水産常任委員長 村林 聡

健康福祉病院常任委員会審査報告書

議案番号	件名
4	三重県食品衛生検査施設の設備及び職員の配置に関する基準を定める条例案
7	三重県ユニバーサルデザインのみちづくり推進条例の一部を改正する条例案
8	三重県立草の実りハビリテーションセンター条例等の一部を改正する条例案

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

平成24年10月3日

三重県議会議長 山本 教和 様

健康福祉病院常任委員長 杉本 熊野

防災県土整備企業常任委員会審査報告書

議案番号	件名
10	都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例案
11	工事請負契約の変更について（三重県防災通信ネットワーク更新工事（衛星系））
12	工事請負契約の変更について（一般国道311号遊木バイパス道路改良（遊木トンネル（仮称））工事）
13	工事請負契約の変更について（宮川流域下水道（宮川処理区）宮川幹線（第12工区）管渠工事）

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

平成24年10月5日

三重県議会議長 山本 教和 様

防災県土整備企業常任委員長 津田 健児

総務地域連携常任委員会審査報告書

議案番号	件 名
3	三重県条例の一斉点検・見直しに伴う関係条例の整理に関する条例案
14	財産の取得について

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

平成24年10月5日

三重県議会議長 山本 教和 様

総務地域連携常任委員長 藤田 宜三

予算決算常任委員会審査報告書

議案番号	件 名
1	平成24年度三重県一般会計補正予算（第3号）
2	平成24年度三重県電気事業会計補正予算（第1号）
6	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案
9	三重県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例の一部を改正する条例案
15	平成23年度三重県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

認定番号	件 名
1	平成23年度三重県水道事業決算
2	平成23年度三重県工業用水道事業決算
3	平成23年度三重県電気事業決算
4	平成23年度三重県病院事業決算

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決又は認定すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

平成24年10月11日

三重県議会議長 山本 教和 様

予算決算常任委員長 前田 剛志

請願審査結果報告書

(新規分)

総務地域連携常任委員会関係

受理番号	件名	提出者	紹介議員	審査結果
請19	近鉄内部・八王子線の存続について	三重県四日市市桜町6100 北勢地区高等学校PTA 連合会 会長 山路 登俊 (三重県立四日市西高等学校PTA会長) ほか11名	中 森 博 文 小 林 正 人 中 村 欣一郎 中 川 康 洋 中 西 勇 采 大久保 孝 栄 永 田 正 巳 杉 本 熊 野 稲 垣 昭 義 水 谷 正 美 田 中 智 也	採択

環境生活農林水産常任委員会関係

受理番号	件名	提出者	紹介議員	審査結果
請20	雇用保険法に基づく雇用調整助成金について	三重県津市桜橋1丁目649番地 農業共済会館1階 社団法人 三重県畜産協会内 三重県養鶏協会 会長 川北 始	中 森 博 文 小 林 正 人 藤 田 宜 三 杉 本 熊 野 今 井 智 広 大久保 孝 栄 稲 垣 昭 義	採択

健康福祉病院常任委員会関係

受理番号	件名	提出者	紹介議員	審査結果
請21	軽度・中等度難聴児補聴器助成制度の拡充を求めることについて	松阪市中ノ庄町1382 三重県難聴児をもつ親の会 会長 西出 良美	中 森 博 文人 小 林 正 広 今 井 智 栄 大久保 孝 三 藤 田 宜 勇 中 西 三 小 島 智 子 稲 垣 昭 義	採択
請22	県民すべてに必要なワクチンを公費助成で接種を行うことと定期接種化することについて	三重県津市観音寺町429-13 三重県保険医協会 会長 渡部 泰和	中 森 博 文人 小 林 正 広 今 井 智 栄 大久保 孝 三 藤 田 宜 勇 中 西 三 小 島 智 子 稲 垣 昭 義	採択
請23	妊婦健診の公費助成の継続について	三重県津市観音寺町429-13 三重県保険医協会 会長 渡部 泰和	中 森 博 文人 小 林 正 広 今 井 智 栄 大久保 孝 三 藤 田 宜 勇 中 西 三 小 島 智 子 稲 垣 昭 義	採択

教育警察常任委員会関係

受理番号	件名	提出者	紹介議員	審査結果
請24	義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求めることについて	津市一身田上津部田1234 三重県総合文化センター内 生涯学習センター2F 三重県PTA連合会 会長 安藤 大作 ほか3名	藤 田 宜 三 小 島 智 子 津 村 衛 稲 垣 昭 義	不採択

請25	「教職員定数改善計画」の着実な実施と教育予算拡充を求めることについて	津市一身田上津部田1234 三重県総合文化センター内 生涯学習センター2F 三重県PTA連合会 会長 安藤 大作 ほか3名	藤田 宜三 小島 智子 津村 衛 稲垣 昭義	採択
請26	保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求めることについて	津市一身田上津部田1234 三重県総合文化センター内 生涯学習センター2F 三重県PTA連合会 会長 安藤 大作 ほか3名	藤田 宜三 小島 智子 津村 衛 稲垣 昭義	採択
請27	防災対策の見直しをはじめとした総合的な学校安全対策の充実を求めることについて	津市一身田上津部田1234 三重県総合文化センター内 生涯学習センター2F 三重県PTA連合会 会長 安藤 大作 ほか3名	小島 智子 藤田 宜三 津村 衛 稲垣 昭義	採択

意見書案第1号

高病原性鳥インフルエンザ発生に伴う雇用調整助成金の支給要件の緩和を求める意見書案

上記提出する。

平成24年10月2日

提 出 者

環境生活農林水産常任委員長

村 林 聡

高病原性鳥インフルエンザ発生に伴う雇用調整助成金の支給要件の緩和を求める意見書案

昨今の養鶏経営は、経営規模も大きく、雇用労働力への依存度が高くなっており、加えて飼育技術に熟練した従業員が重要な役割を担っている。

雇用調整助成金制度は、従業員の失業予防が目的とされており、事業主にとって、優秀な従業員を継続して雇用する上で極めて有益な制度である。

養鶏経営が高病原性鳥インフルエンザ禍に遭遇した場合、殺処分、移動制限等により売上高や生産量が皆無となり、容易かつ早期に発生前の水準に回復できない状況に陥ることは明らかである。しかしながら、当制度では、移動制限解除後の3か月間の売上高又は生産量の減少が確定した後でなければ、利用手続きを開始することができず、移動制限解除後、直ちに雇用調整助成金の支給を受けられないこととなっている。

よって、本県議会は、国において、高病原性鳥インフルエンザ発生に伴う移動制限解除後、直ちに雇用調整助成金の利用が可能となるように支給要件の緩和措置がなされるよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 山本 教 和

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣、厚生労働大臣

意見書案第2号

予防接種制度の充実を求める意見書案

上記提出する。

平成24年10月3日

提出者

健康福祉病院常任委員長

杉本 熊野

予防接種制度の充実を求める意見書案

予防接種は、感染症の発生及び蔓延を防止し、国民の健康の保持増進など公衆衛生の向上に重要な役割を果たしているが、我が国の予防接種制度には、諸外国と比べて定期接種の対象疾病が限定されているという課題がある。

こうした中、子宮頸がん予防、ヒブ及び小児用肺炎球菌の3ワクチンについては、国の平成22年度補正予算において、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金事業が創設され、接種に対する公費助成が行われるようになったが、同事業は平成24年度末までの時限措置であり、平成25年度以降の実施は未定となっている。

また、平成24年5月23日の厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会において、子宮頸がん予防、ヒブ、小児用肺炎球菌、水痘、おたふくかぜ、成人用肺炎球菌及びB型肝炎の7ワクチンについては、広く接種を促進していくことが望ましいとの提言がまとめられた。

さらに、乳幼児を中心に低年齢層での発生が多く、まれに重症化することもあるロタウイルス胃腸炎に対し効果があると言われているロタウイルスワクチンについても、定期接種化への要請が高まっており、これら提言等を踏まえた予防接種法の改正が求められている。

よって、本県議会は、国において、乳幼児や高齢者を始めとする国民の生命と健康を守るため、下記の事項について実現されるよう強く要望する。

記

- 1 子宮頸がん予防、ヒブ及び小児用肺炎球菌の3ワクチンの接種については、平成25年度以降も公費助成を継続すること。
- 2 子宮頸がん予防、ヒブ、小児用肺炎球菌、水痘、おたふくかぜ、成人用肺炎球菌、B型肝炎及びロタウイルスの8ワクチンについては、予防接種法の対象とし、定期接種として実施すること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 山本 教和

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣

意見書案第3号

妊婦健康診査に係る財政支援の継続を求める意見書案
上記提出する。

平成24年10月3日

提出者

健康福祉病院常任委員長

杉本 熊野

妊婦健康診査に係る財政支援の継続を求める意見書案

妊婦健康診査は、妊娠期間中を心身ともに健康に過ごし、無事に出産を迎えるため、14回程度受診することが望ましいとされており、従来から5回分は市町村に対し地方財政措置が実施されてきた。

さらに、国の平成20年度第2次補正予算において、妊婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図るため、平成22年度までの間、地方財政措置がされていない残りの9回分についても、国庫補助と地方財政措置により財政支援が行われることとなった。

その後、当該事業は1年ずつ実施期限が延長され、平成24年度も継続して実施されているものの、現時点で平成25年度以降は未定となっている。

妊娠中の適切な母体管理は、安全で安心な出産を確保するうえで大変重要なことであり、全ての妊婦が健康診査の費用を心配することなく、必要な回数を受診できるよう、国が責任を持って財政支援すべきである。

よって、本県議会は、国において、市町村における妊婦健康診査への財政支

援を平成25年度以降も継続されるよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 山本 教 和

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣
厚生労働大臣

意見書案第4号

教職員定数改善計画の着実な実施及び教育予算の拡充を求める意
見書案

上記提出する。

平成24年10月4日

提出者

教育警察常任委員長

水谷 正 美

教職員定数改善計画の着実な実施及び教育予算の拡充を求める意
見書案

平成22年8月、国において新・公立義務教育諸学校教職員定数改善計画
(案)が策定され、少人数学級(35人学級・30人学級)の推進等、教職員配置
の改善及び柔軟な学級編制実施のための制度改正が盛り込まれた。

また、平成23年4月、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準
に関する法律の改正が行われ、小学校1年生の学級編制の標準の引き下げや、
法改正による引下げではないものの小学2年生への拡大が実質的に実現するな
ど、市町村が地域や学校の実情に応じて柔軟に学級を編制できる仕組みの構築

が図られた。

すでに本県においては、小学校1年生及び2年生の30人学級等が実施されており、少人数学級を実施している学校では、「子ども達が活躍する場が増えてますます意欲になった」、「子どもの話をじっくり聞くことができる」といった保護者や教職員からの声が多く聞かれ、大きな成果をあげている。

しかし、我が国の平成20年における公財政教育支出の対GDP比は、経済協力開発機構（OECD）加盟国の平均5.0%を下回る、最下位の3.3%である。

山積する教育問題の解決を図り、未来を担う子ども達一人ひとりを大切にしたい教育を進めるためには、学級編制基準の更なる引き下げや教育条件整備のための教育予算の拡充が必要である。

よって、本県議会は、国において、新・公立義務教育諸学校教職員定数改善計画の着実な実施及び教育予算の拡充を行われるよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 山本 教 和

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣
文部科学大臣

意見書案第5号

保護者負担の軽減と就学及び修学支援に関する制度の拡充を求め
る意見書案

上記提出する。

平成24年10月4日

提出者

教育警察常任委員長

水谷 正 美

保護者負担の軽減と就学及び修学支援に関する制度の拡充を求め る意見書案

近年の厳しい経済・雇用情勢の悪化は、子どもたちの暮らしや学びに大きな影響を与えている。

平成23年度文部科学白書では、「社会のセーフティネットとしての教育の重要性がますます高まっている」として、誰もが充実した教育を受けられるよう、その経済負担は子どもや保護者だけでなく社会全体で担っていく必要があると指摘している。

一方、平成20年における、一般政府総支出に占める公財政教育支出の割合は、経済協力開発機構（OECD）加盟国の平均が12.9%であるのに対して、我が国は9.4%と最低レベルである。他方、我が国は、教育支出に占める私費負担の割合が大きい。

このような状況を背景に、公立高等学校の授業料が無償化され、また、私立高校等の生徒を対象とした高等学校等就学支援金制度が創設されるなど、就学及び修学の支援に関する制度が一定程度拡充された。

しかし、入学料や学用品費等、授業料以外は無償化の対象外となっており、保護者等の経済的負担は依然として重い。

よって、本県議会は、全ての子ども達に学びの機会を保障するため、国において、保護者負担を軽減するための就学及び修学支援に関する制度を更に拡充されるよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 山本 教 和

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣

意見書案第6号

防災対策の見直しを含めた総合的な学校安全対策の充実を求める

意見書案

上記提出する。

平成24年10月4日

提 出 者

教育警察常任委員長

水 谷 正 美

防災対策の見直しを含めた総合的な学校安全対策の充実を求める

意見書案

本県は、県内全域が東南海・南海地震防災対策推進地域に指定され、県内10市町が東海地震に係る地震防災対策強化地域に指定されている。今後30年以内に東海地震、東南海地震又は南海地震の発生する可能性は60%～88%の確率であり、これらの3地震が連動して発生する可能性も指摘されているところである。

一方、南海トラフで発生する巨大地震で想定される最大クラスの震度分布及び津波高浸水域は、これまでの想定をはるかに上回るものであることが、内閣府中央防災会議の有識者会議において示されたところである。

公立学校は、児童生徒の安全の確保のみならず、地震発生時には被災住民の避難場所や地域住民の情報又は物資の拠点等、多様な役割を果たすものであり、公立学校の更なる耐震化や防災機能の強化は、喫緊の課題である。

これに加えて、不審者による声かけや子どもへのつきまとい、登下校時の交通事故等、学校の内外における子どもの安全の確保も喫緊の課題である。

よって、本県議会は、国において、防災対策の見直しを含めた総合的な学校

安全対策の充実に取り組まれるよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 山本 教 和

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣
文部科学大臣、内閣府特命担当大臣（防災）

意見書案第7号

義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める意見書案
上記提出する。

平成24年10月4日

提出者

稲垣 昭 義
小島 智 子
長田 隆 尚
藤根 正 典
北川 裕 之

義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める意見書案

義務教育費国庫負担制度は、無償制、教育の機会均等及び教育水準の維持向上という義務教育の根幹を支えるためには国が必要な制度を整備するとの認識の下、教職員の確保及び適正配置のため、必要な財源を安定的に確保する意義を有するものである。

これまで、平成16年の三位一体改革や平成22年の地域主権改革においても、義務教育費国庫負担制度の堅持や一括交付金化の対象外とすることが明らかに

されてきたところであるが、今後も、改革によるこの制度への影響を注視する必要がある。

一般財源で措置されている教材購入費、図書購入費、情報関連整備費等において、措置額が基準財政需要額を下回るなどの地域間格差が生じているように、厳しい地方財政を背景に、一般財源化は教育の地域間格差を拡大させる懸念がある。

その時々々の国や地方の財政状況に影響されることのない、確固とした義務教育費国庫負担制度によって、未来を担う子どもたちに豊かな学びを保障することは、社会の基盤づくりに極めて重要である。

よって、本県議会は、国において、義務教育費国庫負担制度を存続し、更に充実されるよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 山本 教 和

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣
文部科学大臣

意見書案第8号

李明博韓国大統領の言動に抗議し、政府に毅然とした対応を求め
る意見書案

上記提出する。

平成24年10月5日

提出者

中 森 博 文
小 林 正 人
中 村 欣一郎

中西 勇
稲垣 昭義
大久保 孝栄
今井 智広

李明博韓国大統領の言動に抗議し、政府に毅然とした対応を求め
る意見書案

韓国の李明博大統領は、去る8月10日に島根県の竹島に不法上陸し、さらに、大統領直筆の石碑の建立を強行した。このような行為は、これまで連綿と築きあげられてきた日韓の信頼関係を根本から覆すものであると言わざるを得ない。日本政府はこの事態を深刻に受けとめ、韓国に対し、早急に対応方針を固め、毅然とした態度をとらなければならない。

また、李大統領は、同月14日、天皇陛下の韓国訪問に言及し、「韓国を訪問したいなら、独立運動でなくなった方々に対し心からの謝罪をする必要がある」とも述べた。そもそも、天皇陛下の韓国訪問については、李大統領が平成20年に来日した際、両陛下に直接招請したものであるにもかかわらず、今回、謝罪がなければ「訪韓の必要がない」などと発言することは、極めて礼を失するものであり、到底容認できるものではない。

よって、本県議会は、国において、竹島問題の重要性に鑑み、韓国の行動に歯止めをかけるために、国際司法裁判所（ICJ）への提訴など、毅然とした対応をとられるよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 山本 教和

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、内閣官房長官

意見書案第9号

我が国の領土と主権を守ることに
関する意見書案
上記提出する。

平成24年10月5日

提 出 者

中 森 博 文

中 西 勇

稲 垣 昭 義

中 村 欣一郎

大久保 孝 栄

今 井 智 広

我が国の領土と主権を守ることに
関する意見書案

昨今、我が国の主権や領土を取り巻く国際環境は、日々緊迫の度を強めており、ロシアのメドヴェージェフ前大統領による北方領土への不法上陸、韓国の李明博大統領による竹島への不法上陸、さらには、尖閣諸島に対する中国の海洋監視船や漁業監視船による領海侵犯が行われているが、これらは我が国固有の領土を脅かす国際法上許されない行為である。

これらの違法行為に対応するため、更なる法整備や海上保安庁等の体制の強化を早急に検討していくとともに、この事態を收拾するため、我が国として一貫した対応を取っていかなければならない。

また、自らの主義主張を一方的な力や威嚇を用いて実現しようとするのではなく、対話と法による解決を求めるという我が国の立場を、国際社会に対して積極的に訴えていく必要がある。

よって、本県議会は、国において、我が国の領土と主権を断固として守るため、毅然とした対応を取られるよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 山本 教 和

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、外務大臣
財務大臣、国土交通大臣、防衛大臣、内閣官房長官

決議案第1号

2020年オリンピック・パラリンピック競技大会の東京招致に関する決議案

上記提出する。

平成24年9月18日

提出者

中 森 博 文
小 林 正 人
今 井 智 広
大久保 孝 栄
中 西 勇
藤 田 宜 三
稲 垣 昭 義

2020年オリンピック・パラリンピック競技大会の東京招致に関する決議案

オリンピック・パラリンピック競技大会は、世界の人々の相互理解と国際親善を増進し、世界平和の実現に大きく寄与する世界最大のスポーツの祭典である。

我が国ではこれまで1964年の夏季東京大会をはじめ、1972年の冬季札幌大会、

1998年の冬季長野大会と、3回のオリンピック・パラリンピック競技大会を開催し、世界中の人々に多くの感動と喜びを与えてきた。そして、夏季東京大会から約半世紀を経た現在、再び東京都は、夏季オリンピック・パラリンピック競技大会を開催することを目指している。

我が国がこれまで培ってきた伝統や文化、先端技術を世界に発信し、世界平和を希求する強い意思と数多くの問題を乗り越えてきた姿を示すことは、改めて世界の平和と発展に貢献するものである。また、世界のトップアスリートに最高の自己表現の場を提供することが、未来を担う子どもたちに新たな感動を与え、スポーツを通じた健やかな成長を促していくものと考えられる。さらに、障がいのある人々の活躍は、ひいては障がい者の自立を促進し、相互理解を深めることにもつながるものであり、これらは本県にとっても大きな意義を有するものである。

よって、本県議会は、2020年オリンピック・パラリンピック競技大会の東京招致を強く求めるものである。

以上、決議する。

平成 年 月 日

三重県議会

追加提出議案件名

- 議案第16号 公害審査会委員の選任につき同意を得るについて
- 認定第5号 平成23年度三重県一般会計歳入歳出決算
- 認定第6号 平成23年度三重県債管理特別会計歳入歳出決算
- 認定第7号 平成23年度三重県母子及び寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算
- 認定第8号 平成23年度三重県立小児心療センターあすなろ学園事業特別会計歳入歳出決算
- 認定第9号 平成23年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計歳入歳出

決算

- 認定第10号 平成23年度三重県地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算
認定第11号 平成23年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計歳入歳出決算
認定第12号 平成23年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計歳入歳出
決算
認定第13号 平成23年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計歳
入歳出決算
認定第14号 平成23年度三重県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算
認定第15号 平成23年度三重県流域下水道事業特別会計歳入歳出決算
認定第16号 平成23年度三重県公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算
議提議案第1号 三重県議会定例会の招集回数に関する条例の一部を改正す
る条例案
議提議案第2号 公聴会の参加者等の費用弁償についての条例の一部を改正
する条例案
議提議案第3号 三重県議会会議規則の一部を改正する規則案

議提議案第1号

三重県議会定例会の招集回数に関する条例の一部を改正する条例案
右提出する。

平成24年10月15日

提出者 小島 智子
東 豊
津村 衛
杉本 熊野
小林 正人
舘 直人
津田 健児
水谷 隆

岩 田 隆 嘉

三重県議会定例会の招集回数に関する条例の一部を改正する条例

三重県議会定例会の招集回数に関する条例（昭和三十一年三重県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

本則中「毎年二回」を「毎年一回」に改め、本則を本則第一項とし、本則に次の一項を加える。

2 議員の任期満了による一般選挙が行われる年の三重県議会定例会は、前項の規定にかかわらず、年二回これを招集する。

附 則

この条例は、平成二十五年一月一日から施行する。

提案理由

定例会の会期の見直しに伴い、定例会の招集回数について、所要の改正を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議提議案第2号

公聴会の参加者等の費用弁償についての条例の一部を改正する条例案

右提出する。

平成24年10月15日

提出者 奥 野 英 介
中 川 康 洋
稲 垣 昭 義
中 嶋 年 規
中 森 博 文
前 田 剛 志
三 谷 哲 央

岩 田 隆 嘉
山 本 勝

公聴会の参加者等の費用弁償についての条例の一部を改正する条例

公聴会の参加者等の費用弁償についての条例（昭和二十四年三重県条例第二号）の一部を次のように改正する。

本則中「同法第九十九条第五項、第九十九条の二第五項及び第一百十条第五項」を「同法第九十九条第五項、第九十九条の二第五項、第一百十条第五項及び第十五条の二第一項」に、「同法第九十九条第六項、第九十九条の二第五項及び第一百十条第五項」を「同法第九十九条第六項、第九十九条の二第五項、第一百十条第五項及び第十五条の二第二項」に、「同法第二百五十一条第六項」を「同法第二百五十一条の二第九項」に改め、本則第一号中「よつて」を「よって」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

地方自治法の一部改正に伴い、規定を整備する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議提議案第3号

三重県議会会議規則の一部を改正する規則案

右提出する。

平成24年10月15日

提出者 議会運営委員長 岩 田 隆 嘉

三重県議会会議規則の一部を改正する規則

三重県議会会議規則（昭和三十一年三重県議会規則第一号）の一部を次のように改正する。

「 第十章 秘密会（第七十三条・第七十四条）
目次中 第七十三条 （指定者以外の退場） を
第七十四条 （秘密の保持） 」

「 第十章 公聴会及び参考人（第七十三条—第八十条）
第七十三条 （公聴会開催の手續）
第七十四条 （意見を述べようとする者の申出）
第七十五条 （公述人の決定）
第七十六条 （公述人の発言）
第七十七条 （議員と公述人の質疑）
第七十八条 （代理人又は文書による意見の陳述） に、
第七十九条 （参考人）
第八十条 （公聴会及び参考人に関する必要事項の決定）

第十一章 秘密会（第八十一条・第八十二条）

第八十一条 （指定者以外の退場）
第八十二条 （秘密の保持） 」

「第十一章」を「第十二章」に、「（第七十五条—第七十九条）」を「（第八十三条—第八十六条）」に、「第七十五条 （議長及び副議長の辞職）」を「第八十三条 （議長及び副議長の辞職）」に、「第七十六条」を「第八十四条」に、「第七十七条」を「第八十五条」に、

「第七十八条 （資格決定の審査） を「第八十六条 （資格決定の審査）」に、
第七十九条 削除 」

「第十二章」を「第十三章」に、「（第八十条—第八十四条）」を「（第八十七条—第九十一条）」に、「第八十条 （品位の保持）」を「第八十七条 （品位の保持）」に、「第八十一条」を「第八十八条」に、「第八十二条」を「第八十九条」に、「第八十三条」を「第九十条」に、「第八十四条 （議長の秩序保持権）」を「第九十一条 （議長の秩序保持権）」に、「第十三章」を「第十四章」に、「（第八十五条—第九十一条）」を「（第九十二条—九十八条）」に、「第八十五条 （懲罰動議の提出）」を「第九十二条 （懲罰動

議の提出)」に、「第八十六条」を「第九十三条」に、「第八十六条の二」を「第九十四条」に、「第八十七条」を「第九十五条」に、「第八十八条」を「第九十六条」に、

「第八十九条（出席停止期間中出席したときの措置）
第九十条 削除」を

「第九十七条（出席停止期間中出席したときの措置）」に、「第九十一条（懲罰の宣告）」を「第九十八条（懲罰の宣告）」に、「第十四章」を「第十五章」に、「（第九十二条―第九十五条）」を「（第九十九条―第一百二条）」に、「第九十二条（会議録の記載事項等）」を「第九十九条（会議録の記載事項等）」に、「第九十三条」を「第百条」に、「第九十四条」を「第百一条」に、「第九十五条（会議録の署名議員）」を「第一百二条（会議録の署名議員）」に、「第十五章」を「第十六章」に、「（第九十六条）」を「（第百三条）」に、「第九十六条（協議又は調整を行うための場）」を「第百三条（協議又は調整を行うための場）」に、「第十六章」を「第十七章」に、「（第九十七条）」を「（第百四条）」に、「第九十七条（議員の派遣）」を「第百四条（議員の派遣）」に、「第十七章」を「第十八章」に、「（第九十八条）」を「（第百五条）」に、「第九十八条（会議規則の疑義に関する措置）」を「第百五条（会議規則の疑義に関する措置）」に改める。

第三条第四項中「すべて」を「全て」に改める。

第十三条中「法第百十五条の二」を「法第百十五条の三」に改める。

第三十九条第一項、第四十条第一項及び第六十六条第四項中「すべて」を「全て」に改める。

第十七章中第九十八条を第百五条とし、同章を第十八章とする。

第十六章中第九十七条を第百四条とし、同章を第十七章とする。

第十五章中第九十六条を第百三条とし、同章を第十六章とする。

第十四章中第九十五条を第一百二条とし、第九十二条から第九十四条までを七条ずつ繰り下げ、同章を第十五章とする。

第十三章中第九十一条を第九十八条とし、第九十条を削り、第八十九条を第

九十七条とし、第八十八条を第九十六条とし、第八十七条を第九十五条とし、第八十六条の二を第九十四条とし、第八十六条を第九十三条とし、第八十五条を第九十二条とし、同章を第十四章とする。

第十二章中第八十四条を第九十一条とし、第八十条から第八十三条までを七条ずつ繰り下げ、同章を第十三章とする。

第十一章中第七十九条を削り、第七十八条を第八十六条とし、第七十五条から第七十七条までを八条ずつ繰り下げ、同章を第十二章とする。

第十章中第七十四条を第八十二条とし、第七十三条を第八十一条とし、同章を第十一章とする。

第九章の次に次の一章を加える。

第十章 公聴会及び参考人

(公聴会開催の手續)

第七十三条 会議において公聴会を開く議決があつたときは、議長は、その日時、場所、意見を聴こうとする案件その他必要な事項を三重県公報に登載して公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第七十四条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由の概要及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。ただし、案件に対する賛否を求めない案件にあつては、賛否に代え、意見の概要を申し出なければならない。

(公述人の決定)

第七十五条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、議長が議会運営委員会に諮って定め、本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。ただし、前条ただし書に規定する場合にあつては、案件に対する意見が偏らないよう

に公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第七十六条 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

- 2 前項の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。
- 3 議長は、公述人の発言時間を制限することができる。
- 4 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(委員と公述人の質疑)

第七十七条 議員は、公述人に対し質疑をすることができる。

- 2 公述人は、議員に対し質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第七十八条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提出することができない。ただし、議長が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第七十九条 会議において参考人の出席を求める議決があったときは、議長は、参考人にその日時、場所、意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

- 2 前三条の規定は、参考人について準用する。

(公聴会及び参考人に関する必要事項の決定)

第八十条 第七十三条から前条までに定めるもののほか、公聴会及び参考人に関し必要な事項は、議長が定める。

別表中「(第九十六条関係)」を「(第百三条関係)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

地方自治法の一部改正に鑑み、公聴会及び参考人についての規定等を整備す

る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

委 員 長 報 告

○議長（山本教和） 日程第1、議案第1号から議案第15号までを一括して議題といたします。

本件に関し、所管の常任委員長から順次、委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。村林 聡環境生活農林水産常任委員長。

〔村林 聡環境生活農林水産常任委員長登壇〕

○環境生活農林水産常任委員長（村林 聡） 御報告申し上げます。

環境生活農林水産常任委員会に審査を付託されました議案第5号三重県指定猟法禁止区域等の区域内に設置する標識の寸法を定める条例案は、去る10月2日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、この際、10月4日に開催した委員会での調査も含め、特に議論のありました事項について申し述べます。

初めに、みえ緑と森のきずな税（仮称）についてであります。

昨年の紀伊半島大水害を経験し、洪水を緩和する保水機能や土砂の流出を防止する機能など、森林の持つ公益的機能の重要性が改めて認識されました。豊かな森林づくりを地域社会全体で支える新たな仕組みとして、みえ緑と森のきずな税（仮称）の導入には大いに期待するところです。

今後、税の導入を進めるに当たっては、その必要性について丁寧に説明するとともに、県民や議会の意見を十分に反映した税収事業の構築に努められるよう要望します。

次に、野生獣にかかわる交通事故についてであります。

県当局におかれてはこれまで、野生獣による農林水産業への被害対策に取り組んでこられました。さらに、今後は野生獣にかかわる交通事故が多い地域での対策にも取り組まれるとのことですが、野性獣にかかわる交通事故をはじめとして、生活被害は増加傾向にあることから、今後、関係機

関等とも協力しながらしっかり取り組まれるよう要望します。

最後に、いじめ問題に関する児童・生徒の実態把握に係る緊急調査（私立学校分）についてであります。

各学校において、いじめの未然防止、早期発見、早期解決に向けて、関係機関と連携を密にとりながら取り組むことができるよう、県当局におかれては、今回の調査結果について十分に分析を行い、必要な対応に努められることを要望します。

以上、御報告申し上げます。

○議長（山本教和） 杉本熊野健康福祉病院常任委員長。

〔杉本熊野健康福祉病院常任委員長登壇〕

○健康福祉病院常任委員長（杉本熊野） 御報告申し上げます。

健康福祉病院常任委員会に審査を付託されました議案第4号三重県食品衛生検査施設の設備及び職員の配置に関する基準を定める条例案外2件につきましては、去る10月3日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、この際、9月20日に開催した教育警察常任委員会との連合審査会での調査も含め、特に議論のありました事項について申し述べます。

まず、三重県保健医療計画（第5次改訂）についてであります。

三重県では、今年度中に実施される三重県保健医療計画の第5次改訂において、国における医療提供体制の確保に関する基本方針等を踏まえた検討が進められています。

今回の改訂では、国民ニーズの高い在宅医療と患者数の多くなった精神疾患に関する取組が新たに追加されることとなりましたが、二つとも大変重要な項目であり、今後の検討に当たっては十分議論されることを要望します。

次に、看護職員の確保、定着についてであります。

三重県では、看護職員の需要状況や雇用の実態を把握し、県内の看護職

員の確保、就労支援を図るため、隔年で医療機関等看護職員需要調査が実施されています。

今回、平成23年度の調査、分析結果が示され、その中で看護職員の確保、定着に向けての方向性が記載されていますが、今後、この調査結果を踏まえて、効果があると推測される多様な勤務形態の導入や夜勤の緩和、さらには院内保育所の充実などについて、具体的にどのような対策を講じていくべきか、現場の意見も十分聞きながら、県当局としてもしっかり対応されることを要望します。

次に、支え合いの福祉社会づくりについてであります。

平成23年度から実施され、今年度で終了する予定の地域支え合い体制づくり事業においては、地域における立ち上げ支援が行われていますが、今後も地域で継続した取組ができるよう、国の補助制度の情報提供も含め、市町に対する支援について、さらに取り組みれることを要望します。

また、高齢化の進展等に伴い、利用者数が年々増加している日常生活自立支援事業については、本事業にかかわる職員の数が不十分なため、現場が対応できない状況にあることから、現場との調整も含め、その対策について検討されることを要望します。

最後に、こども心身発達医療センター（仮称）の整備についてであります。

本センターの施設機能の一つとして地域連携機能が位置づけられており、関係機関との連携調整や市町への支援機能の充実などが挙がっております。

センターの整備に当たっては、医療と福祉、教育が一体となったセンタ一的機能の構築に取り組みれるとともに、県内の各地域にサテライト機能を持たせるなど、早期に適切な相談や支援が受けられる体制づくりについても取り組みれることを要望します。

また、小児心療センターあすなろ学園の新規外来予約が現在三、四カ月待ちであることから、早期対応の遅れをなくすためにも、平成29年度の開院までにはその解消が図られるよう取り組みれることも要望します。

以上、御報告申し上げます。

○議長（山本教和） 津田健児防災県土整備企業常任委員長。

〔津田健児防災県土整備企業常任委員長登壇〕

○防災県土整備企業常任委員長（津田健児） 御報告申し上げます。

防災県土整備企業常任委員会に審査を付託されました議案第10号都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例案外3件につきましては、去る10月3日及び5日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決するものと決定いたしました。

なお、この際、10月3日及び5日に開催された委員会で特に議論のありました事項について申し述べます。

まず、公共工事における総合評価方式の運用についてであります。

公共投資の減少に伴い価格競争が激化し、著しい低価格による入札が急増していたことから、三重県においても公共工事の品質を確保するため、総合評価方式を試行しているところです。

この総合評価方式について建設企業からは、技術提案やヒアリングの審査、評価の過程がわかりにくい、また、受発注者にとって資料作成や審査等の負担が大きい等の意見があり、試行結果を検証して見直しを行ってきています。

建設企業は、良質な社会資本の整備、災害時等の安全・安心の確保や地域の雇用等、地域において重要な役割を担っていることから、今後も総合評価方式に関する意見に耳を傾け、公平性、透明性の向上と競争性の確保に向け、試行状況の検証を行いながら、制度の改善と適切な運用に取り組まれることを要望します。

次に、本県の防災・減災対策についてであります。

内閣府は本年8月29日、南海トラフ巨大地震の被害推計を発表しました。この推計は、最新の科学的知見に基づき、発生し得る最大クラスの地震、津波を推計したとのことですが、衝撃的な内容であったことから、地域に

においては逃げることを諦めるような風潮が生まれるなど、混乱を来しているところもあります。

本県では、この想定は千年・万年単位の時間軸で捉えた理論上の最大のクラスのものとして、災害に強い地域づくり、まちづくりを検討するために生かすこととする一方、すぐに取り組まなければならない防災・減災対策の基本は、過去おおむね100年から150年の間隔で繰り返し発生している大規模地震を見据え、人的、物的被害を最小限に食いとめる対策を進めることとしています。

県当局においては、国に対し、公表された被害想定に基づく対策の推進と地方への支援を講ずるよう提案、提言していくとともに、本県の防災・減災対策を進める上での基本的な考え方が県民に正しく理解されるように努め、また、新しい地震対策行動計画の策定に当たっては、一人の犠牲者も出さないことを目標に、様々な視点から総合的な対策を検討されるよう要望します。

以上、御報告申し上げます。

○議長（山本教和） 藤田宜三総務地域連携常任委員長。

〔藤田宜三総務地域連携常任委員長登壇〕

○総務地域連携常任委員長（藤田宜三） 御報告申し上げます。

総務地域連携常任委員会に審査を付託されました議案第3号三重県条例の一斉点検・見直しに伴う関係条例の整理に関する条例案外1件につきましては、去る10月3日及び5日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、この際、特に議論のありました事項について申し述べます。

南部地域活性化に向けた取組については、若者の雇用の場の確保や定住の促進を図るため、南部地域活性化基金を活用した事業について、現在、市町等と連携し検討が進められており、その具体化が大いに期待されるるところです。

県政において南部地域の活性化は重要な課題であり、今般示された取組内容に加え、活性に向けたさらなる取組が必要と考えられることから、当局におかれましては、基金事業としての趣旨に鑑み、市町等と十分協議された上で基金事業にふさわしい事業を構築し、南部地域の活性化に向けて積極的に取り組まれることを要望します。

以上、御報告申し上げます。

○議長（山本教和） 前田剛志予算決算常任委員長。

〔前田剛志予算決算常任委員長登壇〕

○予算決算常任委員長（前田剛志） 御報告申し上げます。

予算決算常任委員会に審査を付託されました議案第1号平成24年度三重県一般会計補正予算（第3号）外4件につきましては、去る10月2日から5日に該当の分科会で詳細な審査を行った後、10月11日に本委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査をいたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、10月2日から5日に開催された各分科会における審査の過程において、特に議論のあった事項について申し述べます。

まず、緊急雇用創出基金事業補助金についてであります。

県内の雇用状況については、依然として厳しい状況が続いているところ です。

県当局におかれては、地域それぞれにおける雇用の実情に十分留意しつつ、雇用促進の取組を進めていただくよう要望いたします。

次に、農地における野生獣侵入防止柵の災害復旧についてであります。

農地における野生獣侵入防止柵が災害により倒壊した場合、国の災害復旧事業では、災害により農地の崩落とともに倒壊した場合には補助対象となりますが、侵入防止柵だけが倒壊した場合には補助対象になっていないことから、迅速な復旧ができない状況になっています。

県当局におかれては、これまでも要望していただいているところですが、国に対して、侵入防止柵だけが倒壊した場合について国庫補助対象に追加

されるよう、これまで以上に強く求めることを要望いたします。

以上、御報告申し上げます。

○議長（山本教和） 以上で委員長報告を終わります。

委員長報告に対する質疑並びに討論の通告は受けておりません。

採 決

○議長（山本教和） これより採決に入ります。

議案第1号から議案第15号までの15件を一括して起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決であります。本案をいずれも委員長の報告どおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本教和） 起立全員であります。よって、本案はいずれも委員長の報告どおり可決されました。

委 員 長 報 告

○議長（山本教和） 日程第2、認定第1号から認定第4号までを一括して議題といたします。

本件に関し、予算決算常任委員長から委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。前田剛志予算決算常任委員長。

〔前田剛志予算決算常任委員長登壇〕

○予算決算常任委員長（前田剛志） 御報告申し上げます。

予算決算常任委員会に審査を付託されました認定第1号平成23年度三重県水道事業決算外3件につきましては、去る10月1日及び11日の2回にわたり委員会を、また、10月3日及び5日には該当の分科会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査を行いました。

その結果、認定第1号平成23年度三重県水道事業決算外3件につきましては、いずれも全会一致をもって原案を認定すべきものと決定いたしました。

以下、認定した決算の内容と審査の過程において議論されました主な事項について申し述べます。

まず、水道事業及び工業用水道事業についてであります。

水道事業の平成23年度の経営収支は、5億5635万円の純損失となっています。これは、南勢志摩水道用水供給事業のうち志摩系を志摩市水道事業に一元化したことに伴う特別損失の発生が主な原因です。

この南勢志摩水道用水供給事業の特別損失を除くと、14億1644万円の純利益となります。また、工業用水道事業の平成23年度の経営収支は7億6541万円の純利益となっており、平成22年度とほぼ同じ水準となっています。

これら水道事業及び工業用水道事業は、県民の日常生活及び社会経済活動上、欠くことのできないものです。しかし、水需要の大幅な伸びが期待できない中で、長期債務の償還や利息支払い、施設の耐震化、老朽劣化対策などの施設改良に係る資金需要が続くことから、今後の経営環境は厳しいものと考えられます。

本年度で終了する公的資金補償金免除繰り上げ償還制度について、国に対して制度の継続を働きかけるなど、負担の軽減に向けた取組を進めるとともに、関係部局と連携して工業用水道の契約率の向上を図るなど、収益の向上を図る取組もあわせて進め、これからも安定的な経営を確保し、適切なサービスの供給に努められるよう要望します。

次に、電気事業についてであります。

平成23年度の経営収支は4億2524万円の純損失となっています。これは、水力発電事業が紀伊半島大水害などの影響により、電力料収入が対前年度比84.1%と大幅に減少し赤字に転じたこと、また、附帯事業であるRDF焼却・発電事業も前年度より収支は改善したものの、引き続き赤字となったため、事業全体として純損失が発生したものです。

水力発電事業については、譲渡先である中部電力株式会社との間で、平成23年8月に譲渡価格、譲渡範囲、譲渡時期等に関する基本的事項の合意書が締結されているところです。

今後も設備の改修、水利権譲渡に係る関係機関との調整等を着実に進め、平成25年4月からの段階的な譲渡を適切に進められるよう要望します。

RDF焼却・発電事業については、水力発電事業譲渡後も平成28年度までは企業庁が任意適用事業で運営し、翌29年度から32年度までは県が事業主体となることとされています。このため、水力発電事業の譲渡に伴う電気事業会計の清算が適切に実施できるよう、手法について検討を進められることを要望します。

また、地方公営企業には、独立採算による事業運営が求められます。安全、安定運転を前提とした上で、一層の経費の節減や業務の効率化、固定価格買い取り制度への移行など、健全な経営の推進に関係部局とともに取り組まれるよう要望します。

最後に、病院事業についてであります。

病院事業については、これまで病院事業庁が、総合医療センター、こころの医療センター、一志病院及び志摩病院の4病院を経営してきましたが、平成24年4月から総合医療センターが地方独立行政法人化され、また、志摩病院に指定管理者制度が導入されたことにより、4病院としての決算はこの平成23年度が最後となります。

病院事業会計の収益的収支における総収支は、4病院合わせて29億4701万円の純損失となり、前年度に比べ23億9217万円、赤字額は増加しました。これは、志摩病院において、指定管理者制度への移行に伴う退職金の支払い等による特別損失を計上したことが主たる原因です。

なお、病院別では、資本剰余金の病院間貸借を解消したこと等により、総合医療センターが黒字、こころの医療センター、一志病院及び志摩病院の3病院については赤字となっています。一方で、経常収支については、こころの医療センター及び一志病院は黒字になっています。

資金収支については、病院間資金貸借解消等のため、一般会計から47億1417万円の長期借入れを新たに行っており、平成23年度末の内部留保資金は34億8938万円となっていますが、平成24年度から病院事業会計から分離し

ている総合医療センターの27億1918万円を除くと、内部留保資金は7億7020万円となっています。

このように、病院事業経営は今後非常に厳しい状況が続くことが予想されるため、より一層の資金収支の改善に努められるよう要望します。

また、未収金対策については、今後も、裁判所を通じての支払い督促、弁護士法人への回収委託などの回収対策と、病院内の各部門の連携促進を通じた患者への早期相談の呼びかけや、公費負担制度の説明と申請のサポートなどによる発生防止対策という両面からの取組を継続されることを要望します。

以上、御報告申し上げます。

○議長（山本教和） 以上で委員長報告を終わります。

委員長報告に対する質疑並びに討論の通告は受けておりません。

採 決

○議長（山本教和） これより採決に入ります。

認定第1号から認定第4号までの4件を一括して起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも認定であります。本案をいずれも委員長の報告どおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本教和） 起立全員であります。よって、本案はいずれも委員長の報告どおり認定されました。

請 願 の 審 議

○議長（山本教和） 日程第3、請願の件を議題といたします。

本件に関する関係常任委員会の審査の結果は、請願審査結果報告書のとおり、採択8件、不採択1件であります。

お諮りいたします。本件は議事進行上、委員長報告を省略したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本教和） 御異議なしと認め、本件は委員長報告を省略することに決定いたしました。

討 論

○議長（山本教和） これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。23番 中川康洋議員。

〔23番 中川康洋議員登壇〕

○23番（中川康洋） 私と、新政みえの水谷正美議員は、近鉄内部・八王子線の沿線に位置する高等学校の中で、在校生がこの近鉄内部・八王子線を最も多く利用している県立四日市南高校の卒業生であります。本日は、水谷先輩のお許しもいただき、卒業生を代表して、ただいま提出されております請願第19号近鉄内部・八王子線の存続について、賛成の立場で討論をいたします。

初めに、この近鉄内部・八王子線ですが、この路線は、近鉄四日市駅から四日市市の最南部の内部と西日野を結ぶ全長7キロの路線で、駅数が9カ所、線路の幅は76.2センチの、いわゆるナローゲージと呼ばれるミニ路線として、昔の軽便鉄道の面影をそのままに残す貴重な路線であります。

実はこの路線、明治45年7月に営業開始以来、今年で100周年を迎えます。また、この路線は、通勤や通学をはじめとする年間364万人もの県民に利用されており、特に運転免許を持たない高齢者や学生にとってはかけがえのない交通手段として必要不可欠の路線であります。

今回の請願は、現在、この路線の存廃及び支援の方法についての議論の中、その近鉄内部・八王子線の沿線にある学校、具体的には県立四日市工業高校、四日市南高校、四日市四郷高校、特別支援学校西日野にじ学園、そして、海星中学・高校のPTA、保護者会及びそれぞれの学校の同窓会の連名で提出されておりますが、実際、この近鉄内部・八王子線の利用者の47%は通学定期を用いての利用者であり、特に四日市南高校では全校生徒の56%に当たる532人の生徒が、また、海星中学・高校では、この海星中学・高校は津田先

生が御卒業されております、全校生徒の45%に当たる313人の生徒が、この近鉄内部・八王子線を使って毎日通学をしております。ちなみに、四日市四郷高校と四日市工業高校の利用者を含めた平成24年度の利用者数は1102名であります。私も水谷先輩も、毎日この路線を使って通学をしておりました。

私は、この実情を見ただけでも、この近鉄内部・八王子線の本来担うべき公共交通としての使命、また、果たしている役割は大変大きいと考えますし、仮にこの路線が廃止された場合の影響、また、現在近鉄が提案しているBRT、バス高速輸送システムへの移行期間——これは数年かかると思いますが——における国道1号線——この1号線は四日市市内で最も渋滞する路線の一つであります——を使った代替バスでの通学は大変厳しいものになることは容易に想像ができます。

現在、この近鉄内部・八王子線の存廃及び財政的支援の議論については、主に運営主体である近鉄と四日市市とで行われておりますが、私は、今回の請願の提出者の思いを酌み取った場合、今後は県も、この問題を静観、傍観視するのではなく、何らかのかかわりを持っていかなければならないのではないかと考えます。

具体的には、平成22年12月の四日市市からの近鉄内部・八王子線への支援依頼に対して県は、大手民鉄である近鉄への支援はできないが、分社化するという条件であれば支援することは可能との見解を出しております。私は、この見解を見ただけでも県のかかわる理由はあるのではないかと思いますし、すぐにこの議論に加わるべきであると思います。また、沿線に多くの学校を抱える教育委員会も、県の担当部局に対して、早期の議論への参画及び協力の表明を進言すべきであると考えます。

環境に優しく、高齢者や障がい者、さらには将来の我が三重県の担い手となる中学生、高校生たちのなくてはならない移動手段である地域の公共交通の存廃を、経営の論理だけで決定するべきではありません。今こそ、運営主体である近鉄をはじめ、県や市、また、我々議会も含めた関係する全ての団体が集まり、英知を結集する必要があるのではないのでしょうか。そのことを

最後に申し上げ、私の本請願に対する賛成討論とさせていただきます。

御清聴、大変にありがとうございました。（拍手）

○議長（山本教和） 以上で討論を終結いたします。

採 決

○議長（山本教和） これより採決に入ります。

採決は3回に分け、起立により行います。

まず、請願第19号近鉄内部・八王子線の存続について、請願第20号雇用保険法に基づく雇用調整助成金について、請願第21号軽度・中等度難聴児補聴器助成制度の拡充を求めることについて、請願第22号県民すべてに必要なワクチンを公費助成で接種を行うことと定期接種化することについて、請願第23号妊婦健診の公費助成の継続について、請願第26号保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求めることについて及び請願第27号防災対策の見直しをはじめとした総合的な学校安全対策の充実を求めることについての7件を、一括して採決いたします。

本件をいずれも委員会の決定どおり採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本教和） 起立全員であります。よって、本件はいずれも委員会の決定どおり採択することに決定いたしました。

次に、請願第24号義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求めることについてを採決いたします。

本件を委員会の決定どおり不採択とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本教和） 起立少数であります。よって、本件は不採択とすることは否決されました。

それでは、請願第24号を採択することを採決いたします。

本件を採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（山本教和） 起立多数であります。よって、本件は採択することに決定いたしました。

次に、請願第25号「教職員定数改善計画」の着実な実施と教育予算拡充を求めることについてを採決いたします。

本件を委員会の決定どおり採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（山本教和） 起立多数であります。よって、本件は委員会の決定どおり採択することに決定いたしました。

なお、採択されました請願のうち、処理経過及び結果の報告を求めるものにつきましては、お手元に配付いたしましたので、御了承願います。

採択された請願で処理経過及び結果の報告を求めるもの
総務地域連携常任委員会関係

請願第19号 近鉄内部・八王子線の存続について

健康福祉病院常任委員会関係

請願第21号 軽度・中等度難聴児補聴器助成制度の拡充を求めることについて

教育警察常任委員会関係

請願第26号 保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求めることについて

意見書案審議

○議長（山本教和） 日程第4、意見書案第1号高病原性鳥インフルエンザ発生に伴う雇用調整助成金の支給要件の緩和を求める意見書案、意見書案第2号予防接種制度の充実を求める意見書案、意見書案第3号妊婦健康診査に係る財政支援の継続を求める意見書案、意見書案第4号教職員定数改善計画の着実な実施及び教育予算の拡充を求める意見書案、意見書案第5号保護者負

担の軽減と就学及び修学支援に関する制度の拡充を求める意見書案、意見書案第6号防災対策の見直しを含めた総合的な学校安全対策の充実を求める意見書案、意見書案第7号義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める意見書案、意見書案第8号李明博韓国大統領の言動に抗議し、政府に毅然とした対応を求める意見書案及び意見書案第9号我が国の領土と主権を守ることに係る意見書案を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本件は議事進行上、いずれも趣旨説明及び質疑を省略するとともに、意見書案第7号から意見書案第9号までは委員会付託を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本教和） 御異議なしと認め、本件はいずれも趣旨説明並びに質疑を省略するとともに、意見書案第7号から意見書案第9号までは委員会付託を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

採 決

○議長（山本教和） これより採決に入ります。

採決は3回に分け、起立により行います。

まず、意見書案第1号から意見書案第3号まで、意見書案第5号、意見書案第6号、意見書案第8号及び意見書案第9号の7件を一括して採決いたします。

本案をいずれも原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本教和） 起立全員であります。よって、本案はいずれも原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第4号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本教和） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決

されました。

次に、意見書案第7号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（山本教和） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

決 議 案 審 議

- 議長（山本教和） 日程第5、決議案第1号2020年オリンピック・パラリンピック競技大会の東京招致に関する決議案を議題といたします。

お諮りいたします。本件は議事進行上、趣旨説明、質疑並びに委員会付託を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（山本教和） 御異議なしと認め、本件は、趣旨説明、質疑並びに委員会付託を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

採 決

- 議長（山本教和） これより採決に入ります。

決議案第1号を起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（山本教和） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

常 任 委 員 長 報 告

- 議長（山本教和） 日程第6、常任委員会の調査事項に関する報告の件を議題といたします。

本件に関し、戦略企画雇用経済常任委員会及び教育警察常任委員会から調

査の経過等について報告したい旨の申し出がありますので、これを許します。
服部富男戦略企画雇用経済常任委員長。

〔服部富男戦略企画雇用経済常任委員長登壇〕

○戦略企画雇用経済常任委員長（服部富男） 議長のお許しをいただきましたので、去る10月2日及び4日に開催されました戦略企画雇用経済常任委員会において特に議論のありました事項について、2点御報告申し上げます。

まず、首都圏営業拠点を核とした面的な情報発信についてであります。

県当局においては、平成25年の神宮式年遷宮、平成26年の熊野古道世界遺産登録10周年を迎えるこの機会に、情報発信の中心である首都圏において営業活動を総合的に進めるため、平成25年夏に首都圏営業拠点を整備することとしております。この首都圏営業拠点の整備及び運営や取組等については、今後検討が進められていくこととなります。

県当局におかれては、外部の専門的な意見等を踏まえるだけでなく、県として部局間の連携もしっかりと図りつつ、主体性を持って取り組むとともに、スケジュール感をしっかりと持ち、議会との連携を密にしながら進めることで、このプロジェクトを成功に導かれることを強く要望します。

次に、第1回みえ県民意識調査の分析結果についてであります。

第1回みえ県民意識調査は、平成24年5月に報告書が公表され、幸福実感指標などに関する集計結果が示されました。その後、さらに詳細な分析が行われ、今回、その結果が提示されたところです。

詳細分析では、就労や収入の不安定さは県民の幸福実感を押し下げる要因であることや、若者の雇用対策に特に注力することが重要であることなど、現状や課題が見えてきております。

県当局におかれては、これら課題を含めた分析結果をしっかりと受けとめ、関係部局が連携して今後の施策に反映させていくことで県民の幸福実感の向上に努められることを要望します。

以上、御報告申し上げます。

○議長（山本教和） 水谷正美教育警察常任委員長。

[水谷正美教育警察常任委員長登壇]

○教育警察常任委員長（水谷正美） 議長のお話しをいただきましたので、去る10月4日に開催されました本委員会及び9月20日に開催した健康福祉病院常任委員会との連合審査会での調査も含め、特に議論のありました事項について申し述べます。

まず、連合審査会において調査した、こども心身発達医療センター（仮称）に併設する新たな特別支援学校の整備についてであります。

新たに整備する特別支援学校については、医療との連携によって心と体の両面に対応するセンター的機能を発揮し、県内地域の小・中学校や高等学校等の発達障がい児、肢体不自由児等の教育支援の拠点となることが求められております。

特別支援学校の整備に当たっては、医療、福祉、教育等の関係機関が連携し、子どもたちの発達段階に応じた途切れのない支援体制づくりに取り組まれることを要望します。

また、県内の各地域における特別支援学校については整備を計画的に進めるとともに、子どもたちの教育の平等性、機会均等の確保を図る上で、地域における諸課題に対して関係機関と連携し解決が図られるよう要望します。

次に、過日の本会議に引き続き、当委員会でも活発な議論が行われた子どもたちの学力向上についてであります。

本県では今年度から、子どもたち一人ひとりが主体的に学習に取り組み、社会人、職業人として自立するために必要な能力や態度、知識を身につけられるよう、県民総参加によるみえの学力向上県民運動が開始されようとしています。その県民運動の推進体制としてみえの学力向上県民運動推進会議が設置され、今後の取組を様々な視点から議論するとされております。

今後は、現在の三重の子どもたちの学力や、学習、生活の状況を踏まえ、子どもたちの学力を育んでいくために、学校、家庭、地域がそれぞれの役割を再認識して、それぞれの教育力を高め合える、本当に全県が一体とな

る県民運動の展開が図られるよう要望いたします。

最後に、いじめの問題に関する児童・生徒の実態把握並びに教育委員会及び学校の取組状況に係る緊急調査の結果（速報値）についてであります。

文部科学省からの依頼により、県立学校及び市町等教育委員会に対して、いじめの問題への取組状況に関しての調査及び児童・生徒の調査が実施され、当委員会においても、いじめの認知件数は1266件、そのうち解消していない件数は436件、また、重大な事案に至るおそれがあると考える事案2件との報告があり、認知件数については、前年度の報告件数245件から約5倍となった報告をあわせて受けたところです。

県教育委員会においては、本調査結果を踏まえ、市町等教育委員会との合同会議を開催し、課題等の分析を行うとともに、有識者の助言を得て、いじめ問題への取組改善を図るとされております。

今度とも、いじめ問題の未然防止、早期発見、早期対応に向けて、関係機関がいじめの内容を的確に把握、速やかに情報を共有し、緊密に連携して迅速かつ適切に取り組むとともに、今後もさらに、子どもたちのともに生きる力を育む教育を推進されるよう要望いたします。

以上、御報告申し上げます。

○議長（山本教和） 以上で常任委員長の報告を終わります。

議 提 議 案 審 議

○議長（山本教和） 日程第7、議提議案第1号三重県議会定例会の招集回数に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提 案 説 明

○議長（山本教和） 提出者の説明を求めます。17番 杉本熊野議員。

〔17番 杉本熊野議員登壇〕

○17番（杉本熊野） ただいま議題となりました三重県議会定例会の招集回数に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、提出者を代表いたしま

して提案説明を申し上げます。

本県議会では、議事運営の弾力的、効率的な運用によって議会の機能強化を図るため、平成20年から定例会の招集回数を年4回から年2回に改め、会期日数を大幅に増やすとともに、本会議、委員会等の運営方法の見直しを行いました。

その後、2年を経過した時点で、年2回制導入後の取組の検証と、今後のあり方について検討を行いました。

また、平成23年1月には、学識経験者等5人で構成された議会改革諮問会議から、通年議会を前提にした議会の年間スケジュールの検討を行うこと等が提言をされました。このようなことから、同年6月に、会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議が設置され、これまでに計13回の会議を重ねてきたところであります。

この条例案は、その検証検討の結果を受け、本県で通年議会を導入することとし、平成25年1月1日から定例会の招集回数を年2回から年1回とするものであります。

これにより、年間を通して議会活動が可能となり、執行部の行政活動を継続して監視することで議会の機能を強化するとともに、災害など不測の事態に対する危機管理体制が整えられ、県民サービスの向上につながるものと考えております。

なお、議員の任期満了による一般選挙が行われる年については、定例会の招集回数を年2回とするものであります。

以上が本条例案の提案説明であります。慎重御審議の上、御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山本教和） 以上で提出者の説明を終わります。

お諮りいたします。本件は議事進行上、質疑並びに委員会付託を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本教和） 御異議なしと認め、本件は質疑並びに委員会付託を省略

し、直ちに採決することに決定いたしました。

採 決

○議長（山本教和） これより採決に入ります。

議提議案第1号を起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本教和） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 提 議 案 審 議

○議長（山本教和） 日程第8、議提議案第2号公聴会の参加者等の費用弁償についての条例の一部を改正する条例案及び議提議案第3号三重県議会会議規則の一部を改正する規則案を議題といたします。

お諮りいたします。本件は議事進行上、趣旨説明、質疑並びに委員会付託を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本教和） 御異議なしと認め、本件は、趣旨説明、質疑並びに委員会付託を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

採 決

○議長（山本教和） これより採決に入ります。

議提議案第2号及び議提議案第3号を一括して起立により採決いたします。

本案をいずれも原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本教和） 起立全員であります。よって、本案はいずれも原案のとおり可決されました。

追 加 議 案 審 議

○議長（山本教和） 日程第9、議案第16号を議題といたします。

提 案 説 明

○議長（山本教和） 提出者の説明を求めます。鈴木英敬知事。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） ただいま上程されました議案第16号について御説明いたします。

この議案は人事関係議案であり、公害審査会委員の選任について議会の同意を得ようとするものです。

以上、簡単ではございますが、提案の説明といたします。

何とぞよろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（山本教和） 以上で提出者の説明を終わります。

お諮りいたします。本件は人事案件につき、質疑並びに委員会付託を省略し、直ちに採決したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本教和） 御異議なしと認め、本件は質疑並びに委員会付託を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

採 決

○議長（山本教和） これより採決に入ります。

議案第16号を起立により採決いたします。

本案に同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本教和） 起立全員であります。よって、本案は同意することに決定いたしました。

追 加 議 案 の 上 程

- 議長（山本教和） 日程第10、認定第5号から認定第16号までを一括して議題といたします。

提 案 説 明

- 議長（山本教和） 提出者の説明を求めます。鈴木英敬知事。

〔鈴木英敬知事登壇〕

- 知事（鈴木英敬） それでは、ただいま上程されました議案につきまして、その概要を説明いたします。

認定第5号から第16号までは、平成23年度一般会計及び特別会計に係る歳入歳出決算について、それぞれ認定をお願いするものです。

一般会計につきましては、歳入決算額は7259億221万円余、歳出決算額は7079億7774万円余で、歳入決算額から歳出決算額を差し引いた形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源である136億5401万円余を差し引いた実質収支としまして、42億7045万円余の剰余が生じました。

このうち、2分の1に相当する21億4000万円を地方自治法第233条の2の規定に基づき財政調整基金に積み立て、残余の21億3045万円余を翌年度へ繰り越すこととしました。

また、県債管理特別会計ほか10の特別会計につきましては、歳入決算額は1286億3123万円余、歳出決算額は1247億5976万円余で、歳入決算額から歳出決算額を差し引いた形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源である2億2850万円余を差し引いた実質収支としまして36億4295万円余の剰余が生じましたので、翌年度に繰り越すこととしました。

次に、報告事項について説明いたします。

報告第24号及び第25号は、関係法律に基づき、健全化判断比率及び特別会計の資金不足比率について、それぞれ報告するものです。なお、平成23年度決算及び健全化判断比率等につきましては、監査委員の審査を経ておりますことを申し添えます。

以上をもちまして提案の説明を終わります。

何とぞよろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（山本教和） 以上で提出者の説明を終わります。

ただいま議題となっております認定第5号から認定第16号までに対する質疑の通告は受けておりません。

議 案 付 託

○議長（山本教和） お諮りいたします。認定第5号から認定第16号までは、お手元に配付の議案付託表のとおり、直ちに予算決算常任委員会に付託したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本教和） 御異議なしと認めます。よって、本件は直ちに予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

議 案 付 託 表

予算決算常任委員会

認定番号	件 名
5	平成23年度三重県一般会計歳入歳出決算
6	平成23年度三重県県債管理特別会計歳入歳出決算
7	平成23年度三重県母子及び寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算
8	平成23年度三重県立小児心療センターあすなろ学園事業特別会計歳入歳出決算
9	平成23年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計歳入歳出決算
10	平成23年度三重県地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算
11	平成23年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計歳入歳出決算

1 2	平成23年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計歳入歳出決算
1 3	平成23年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計歳入歳出決算
1 4	平成23年度三重県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算
1 5	平成23年度三重県流域下水道事業特別会計歳入歳出決算
1 6	平成23年度三重県公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算

検 討 会 の 設 置

○議長（山本教和） 日程第11、検討会設置の件を議題といたします。

お諮りいたします。三重県議会基本条例第14条第1項の規定により、お手元に配付の一覧表のとおり、三重県飲酒運転防止に関する条例検討会を設置いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本教和） 御異議なしと認めます。よって、お手元に配付の一覧表のとおり、三重県飲酒運転防止に関する条例検討会を設置することに決定いたしました。

検 討 会 設 置 一 覧 表

1	三重県飲酒運転防止に関する条例検討会
(1)	設置目的 三重県における飲酒運転の防止に関し、条例制定に向けた調査及び検討を行うため
(2)	定 数 9人以内
(3)	構成議員 議長が指名する者
(4)	設置期間 当該調査及び検討の終了まで

議 員 派 遣 の 件

○議長（山本教和） 日程第12、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。本件は、お手元に配付の一覧表のとおり派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本教和） 御異議なしと認めます。よって、本件はお手元に配付の一覧表のとおり派遣することに決定いたしました。

議 員 派 遣 一 覧 表

1 第12回都道府県議会議員研究交流大会

(1) 派遣目的

都道府県議会議員が一堂に会し、共通する政策課題等についての情報や意見の交換を行うとともに、大会参加を通じて議会間の一層の連携を深め、今後の議員活動に資する。

(2) 派遣場所 東京都

(3) 派遣期間 平成24年11月13日 1日間

(4) 派遣議員

下野 幸助 議員	小島 智子 議員
栗野 仁博 議員	石田 成生 議員
東 豊 議員	中西 勇 議員
長田 隆尚 議員	小野 欽市 議員
稲垣 昭義 議員	中森 博文 議員

1 第7回全国自治体議会改革推進シンポジウム

(1) 派遣目的

議会改革を目指す全国の自治体議会議員が一堂に会し、地方分権時代にふさわしい自治体議会の在り方と二元代表制を踏まえた改革の方向性についてシンポジウムを行うことにより、各地で種々取り組まれている議会改革についての認識を深めるとともに、交流連携を図ることを目的として開催するシンポジウムに出席する。

- (2) 派遣場所 津市
(3) 派遣期間 平成24年11月19日
(4) 派遣議員

下野幸助	議員	田中智也	議員	藤根正典	議員
小島智子	議員	彦坂公之	議員	栗野仁博	議員
石田成生	議員	大久保孝栄	議員	東 豊	議員
中西 勇	議員	濱井初男	議員	吉川 新	議員
長田隆尚	議員	津村 衛	議員	森野真治	議員
水谷正美	議員	杉本熊野	議員	中村欣一郎	議員
小野欽市	議員	村林 聡	議員	小林正人	議員
奥野英介	議員	中川康洋	議員	今井智広	議員
藤田宜三	議員	後藤健一	議員	辻三千宣	議員
笹井健司	議員	稲垣昭義	議員	北川裕之	議員
舘 直人	議員	服部富男	議員	津田健児	議員
中嶋年規	議員	竹上真人	議員	青木謙順	議員
中森博文	議員	前野和美	議員	水谷 隆	議員
日沖正信	議員	前田剛志	議員	三谷哲央	議員
中村進一	議員	岩田隆嘉	議員	貝増吉郎	議員
山本 勝	議員	永田正巳	議員	西場信行	議員
中川正美	議員				

○議長（山本教和） これをもって、本日の日程は終了いたしました。

休 会

○議長（山本教和） お諮りいたします。明16日から11月19日までは休会とい
たしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本教和） 御異議なしと認め、明16日から11月19日までは休会とす
ることに決定いたしました。

11月20日は定刻より本会議を開きます。

散 会

○議長（山本教和） 本日はこれをもって散会いたします。
午前11時3分散会